



目次	ページ
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局の短時間勤務制度に関する規程	1
高知県人事委員会規則	
◎短時間勤務制度に関する規則	1
◎時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	2

公営企業局管理規程

高知県公営企業局の短時間勤務制度に関する規程を次のように定める。

令和7年10月15日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局の短時間勤務制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、近年の生活様式の多様化を踏まえ、常時勤務の形にとらわれない多様で柔軟な働き方(次条において「短時間勤務制度」という。)を可能とし、もって高知県公営企業局に必要な人材や人員の確保を図ることを目的とする。

(短時間勤務職員)

第2条 短時間勤務制度の対象となる高知県公営企業局職員(次条において「短時間勤務職員」という。)は、短時間採用枠により採用された者とする。

(働き方支援休暇)

第3条 短時間勤務職員のため、高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年電気局管理規程第8号)第27条に定める休暇のほか、働き方支援休暇を設ける。

2 前項の働き方支援休暇(以下この条において「働き方支援休暇」という。)は、短時間勤務職員が多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

3 働き方支援休暇は、1週間につき1日を超えない範囲内で、1日を単位として与えるものとする。ただし、事務又は事業の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある短時間勤務職員及び交替勤務の短時間勤務職員については、4週

間ごとの期間につき4日を超えない範囲内で、1日を単位として与えるものとする。

4 短時間勤務職員が働き方支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間が始まる日までに、その事由及び期間を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより高知県公営企業局長に請求しなければならない。

5 高知県公営企業局長は、前項の規定による請求について、第2項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

6 働き方支援休暇は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)第17条第1項の管理者が定める休暇とし、働き方支援休暇の間は、同項の規定の例により給与を減額する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則

短時間勤務制度に関する規則をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第36号

短時間勤務制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、短時間勤務制度に関する条例(令和7年高知県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、短時間勤務制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(短時間勤務制度の対象となる職員)

第2条 条例第2条の規定により人事委員会規則で定める短時間勤務職員(同条に規定する「短時間勤務職員」をいう。次条第1項において同じ。)は、次に掲げる者とする。

(1) 職員の任用に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第19号。次号において「任用規則」という。)別表第2に規定する高知県職員社会人経験者採用試験のうち、短時間採用枠により採用された職員

(2) 任用規則第5条第7号に掲げる場合の採用に係る選考のうち、短時間採用枠により採用された職員

(働き方支援休暇の承認等)

第3条 短時間勤務職員が働き方支援休暇(条例第3条第2項に規定する「働き方支援休暇」をいう。以下同じ。)の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間が始まる日までに、その事由及び期間を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に請求しなければならない。

2 任命権者は、働き方支援休暇の請求について、条例第3条第2項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しな

なければならない。

(報告)

第4条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、働き方支援休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第37号

時間外勤務手当の臨時特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、時間外勤務手当の臨時特例に関する条例(令和7年高知県条例第33号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(正規の勤務時間外等にした勤務時間から除く時間)

第3条 条例第4条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下この号において「給与条例」という。)第14条に規定する祝日法による休日等(以下この号において「祝日法による休日等」という。)

若しくは年末年始の休日等(以下この号において「年末年始の休日等」という。)

又は職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)第6条の6第1項若しくは第3項に規定する日が属する週において、職員が当該祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は同条第1項若しくは第3項に規定する日に勤務することを命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号。次条において「勤務時間条例」という。)

第6条の規定による週休日の振替等(次号において「週休日の振替等」という。)

により勤務時間が割り振られた場合であって、次のア又はイに掲げるときの区分に応じ、当該ア又はイに定める時間

ア 給与条例第16条の規定により休日勤務手当が支給される日が属する週(イにおいて「休日勤務手当が支給される日が属する週」という。)

の勤務時間が38時間45分に当該日に勤務した時間を加えた時間以下となるとき 条例第4条

<p>第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務した時間</p> <p>イ 休日勤務手当が支給される日が属する週の勤務時間が38時間45分に当該日に勤務した時間を加えたものに相当する時間を超えるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間のうち、当該日に勤務した時間に相当する時間（当該週の割振り変更前の正規の勤務時間が、38時間45分を超える職員については38時間45分に当該日に勤務した時間を加えたものから割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いたものに相当する時間とし、38時間45分に満たない職員については38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いたものに当該日に勤務した時間を加えたものに相当する時間とする。）</p> <p>(2) 前号に規定する場合を除き、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合であって、次のア又はイに掲げるときの区分に応じ、当該ア又はイに定める時間</p> <p>ア 当該週の勤務時間が38時間45分以下となるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間</p> <p>イ 当該週の勤務時間が38時間45分を超えるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間のうち、38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いたものに相当する時間</p> <p>（時間外勤務後休時間の指定に係る規定の読替え）</p> <p>第4条 条例第6条において読み替えて適用する勤務時間条例第9条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する際の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）第9条の13（同条第2項各号を除く。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	条例第9条の3第1項	高知県時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（令和7年高知県条例第33号。以下この条において「時間外勤務手当特例条例」という。）第6条において読み替えて適用する条例第9条の3第1項

		（以下この条において「読替え後の条例第9条の3第1項」という。）
	職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「給与条例」という。）第15条第4項	時間外勤務手当特例条例第4条第4項
第2項各号列記以外の部分	条例第9条の3第1項	読替え後の条例第9条の3第1項
	給与条例第15条第4項	時間外勤務手当特例条例第4条第4項
	以下この条	第6項
	の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の	に100分の25を乗じて得た
第4項	条例第9条の3第1項	読替え後の条例第9条の3第1項
第6項	条例第9条の3第1項	読替え後の条例第9条の3第1項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月15日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第38号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 短時間勤務制度に関する条例（令和7年高知県条例第32号）第3条第4項の規定による働き方支援休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第13条第2項中「同項第1号エ」を「同項第1号エ及び第2号ウ」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。